

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]					[現 行]				
第1章～第14章 (略) 料金表 通則 (略) 第1表～第6表 (略) 別表1～別表7 (略) 別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者 1 2以外のもの					第1章～第14章 (略) 料金表 通則 (略) 第1表～第6表 (略) 別表1～別表7 (略) 別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者 1 2以外のもの				
地域	事業者名	(略)			地域	事業者名	(略)		
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード	
南・北アメリカ地方	(略)								
アジア地方	(略)								
インド	(略)	(略)			インド	(略)	(略)		

		GO p.l.c.	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)					
アフリカ地方	(略)					
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 31 年 5 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

1 (略)

2 (略)

(注) (略)

附 則 (平成 31 年 3 月 20 日経企第 3105 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならない X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 経企第 1156 号 (平成 27 年 9 月 18 日) の附則第 3 項及び第 4 項を次のように改めます。

3 削除

4 削除

		MOBISLE COMMUNICATIONS LIMITED	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)					
アフリカ地方	(略)					
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 31 年 4 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

1 (略)

2 (略)

(注) (略)

F O M A サ - ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]					[現 行]				
第1章～第14章 (略) 料金表 通則 (略) 第1表～第7表 (略) 別表1～別表8 (略) 別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者 1 2以外のもの					第1章～第14章 (略) 料金表 通則 (略) 第1表～第7表 (略) 別表1～別表8 (略) 別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者 1 2以外のもの				
地域	事業者名	(略)			地域	事業者名	(略)		
		通話モード	64kb/s デジタル 通信モード	データ通信モード	通話モード	64kb/s デジタル 通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信 モード	
南・北 アメリカ 地方	(略)				南・北 アメリカ 地方	(略)			
ア ジ ア 地 方	(略)				ア ジ ア 地 方	(略)			
インド	(略)	(略)			インド	(略)	(略)		

		GO p.l.c.	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)					
アフリカ地方	(略)					
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 31 年 5 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

1 (略)

2 (略)

(注) (略)

附 則 (平成 31 年 3 月 20 日経企第 3105 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 経企第 1156 号 (平成 27 年 9 月 18 日) の附則第 3 項及び第 4 項を次のように改めます。

3 削除

4 削除

		MOBISLE COMMUNICATIONS LIMITED	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)					
アフリカ地方	(略)					
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 31 年 4 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

1 (略)

2 (略)

(注) (略)

専 用 回 線 等 接 続 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]												
第 1 章～第 13 章 (略) 料金表 (略) 別表 1 (略) 2 付加機能	第 1 章～第 13 章 (略) 料金表 (略) 別表 1 (略) 2 付加機能												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">提 供 条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～9 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>10 (略)</td> <td> (1) (略) (2) 閉域接続機能には、タイプ A (専用回線等に係る接続点との間の通信を、契約者があらかじめ登録した F O M A サービス又は X i サービスの契約者回線との間の通信に限り、行うことができるようにするものをいいます。)とタイプ B (管理回線からの通信を、専用回線等に係る接続点との間の通信に限り行うことができるようにするものをいいます。)があります。この場合において、第 1 種接続装置又は第 11 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者はタイプ A に限り、第 10 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者はタイプ B に限り選択することができます。 (3)～(6) (略) (注) (略) </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	提 供 条 件	1～9 (略)	(略)	10 (略)	(1) (略) (2) 閉域接続機能には、タイプ A (専用回線等に係る接続点との間の通信を、契約者があらかじめ登録した F O M A サービス又は X i サービスの契約者回線との間の通信に限り、行うことができるようにするものをいいます。)とタイプ B (管理回線からの通信を、専用回線等に係る接続点との間の通信に限り行うことができるようにするものをいいます。)があります。この場合において、第 1 種接続装置又は第 11 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者はタイプ A に限り、第 10 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者はタイプ B に限り選択することができます。 (3)～(6) (略) (注) (略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">提 供 条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～9 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>10 (略)</td> <td> (1) (略) (2) 閉域接続機能には、タイプ A (専用回線等に係る接続点との間の通信を、契約者があらかじめ登録した F O M A サービス又は X i サービスの契約者回線との間の通信に限り、行うことができるようにするものをいいます。)とタイプ B (管理回線からの通信を、専用回線等に係る接続点との間の通信に限り行うことができるようにするものをいいます。)があります。この場合において、第 1 種接続装置、第 4 種接続装置又は第 11 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者はタイプ A に限り、第 10 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者はタイプ B に限り選択することができます。 (3)～(6) (略) (注) (略) </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	提 供 条 件	1～9 (略)	(略)	10 (略)	(1) (略) (2) 閉域接続機能には、タイプ A (専用回線等に係る接続点との間の通信を、契約者があらかじめ登録した F O M A サービス又は X i サービスの契約者回線との間の通信に限り、行うことができるようにするものをいいます。)とタイプ B (管理回線からの通信を、専用回線等に係る接続点との間の通信に限り行うことができるようにするものをいいます。)があります。この場合において、第 1 種接続装置、第 4 種接続装置又は第 11 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者はタイプ A に限り、第 10 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者はタイプ B に限り選択することができます。 (3)～(6) (略) (注) (略)
種 類	提 供 条 件												
1～9 (略)	(略)												
10 (略)	(1) (略) (2) 閉域接続機能には、タイプ A (専用回線等に係る接続点との間の通信を、契約者があらかじめ登録した F O M A サービス又は X i サービスの契約者回線との間の通信に限り、行うことができるようにするものをいいます。)とタイプ B (管理回線からの通信を、専用回線等に係る接続点との間の通信に限り行うことができるようにするものをいいます。)があります。この場合において、第 1 種接続装置又は第 11 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者はタイプ A に限り、第 10 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者はタイプ B に限り選択することができます。 (3)～(6) (略) (注) (略)												
種 類	提 供 条 件												
1～9 (略)	(略)												
10 (略)	(1) (略) (2) 閉域接続機能には、タイプ A (専用回線等に係る接続点との間の通信を、契約者があらかじめ登録した F O M A サービス又は X i サービスの契約者回線との間の通信に限り、行うことができるようにするものをいいます。)とタイプ B (管理回線からの通信を、専用回線等に係る接続点との間の通信に限り行うことができるようにするものをいいます。)があります。この場合において、第 1 種接続装置、第 4 種接続装置又は第 11 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者はタイプ A に限り、第 10 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者はタイプ B に限り選択することができます。 (3)～(6) (略) (注) (略)												
3～4 (略)	3～4 (略)												
附 則 (平成 31 年 3 月 20 日経企第 3105 号) (実施期日) 1 この附則は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。 (料金の支払いに関する経過措置) 2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかった専用回線等接続サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (その他) 3 経企第 2034 号 (平成 28 年 3 月 24 日) の附則第 3 項を次のように改めます。 3 削除													